

ステーションサービス LINE

No. 79

発行 2019.1.23

東日本旅客鉄道労働組合

ステーションサービス協議会

就業規則等の改正について説明を受ける

その1

私達JR東労組ステーションサービス協議会は、本日1月23日（水）にステーションサービス会社より就業規則等の改正について説明を受けました。

「安全で働きがいのある職場」をめざすために就業規則等の改正について、組合員と議論を深めましょう!!

就業規則等の改正について、趣旨および施策概要は以下の内容です。

・趣旨

当社が駅業務戦略会社としての役割を果たしJR東日本グループにおける価値を向上させるために、2018年4月に新しい人事・賃金制度の運用を開始し、「JESSビジョン2020」に掲げる実行計画を実施しているところである。今後、制度の定着とビジョンの実現とともに、当社をより一層魅力ある企業へ成長させるため、就業規則等を改正する。

・施策概要

(1) 規程改正により定める内容

①フレックスタイム制におけるコアタイムの廃止

対象者：フレックスタイム制が適用されている全社員

概要：コアタイム（11時から14時まで）を廃止しフレキシブルタイム内での柔軟な働き方を可能とする

②年休付与日数の改正

対象者：JR東日本（エルダー社員を含む）を退職し、継続して当社で採用された嘱託社員および契約社員

概要：採用時に20日を付与する

③ボランティア休暇（新設）

対象者：全社員

概要：1日以上30日以内で会社が承認した期間について、日単位の無給の休暇取得を可能とする

④家族手当の増額

対象者：社員

概要：2人・3人以上を扶養する場合の家族手当について、それぞれ22,000円、32,000円とする

⑤移転料（新設）

対象者：社員

概要：転居を伴う異動時に20,000円を支給する